

令和7年度集団指導・障がい福祉関係事業者説明会資料

# サービス管理責任者等研修の改正事項について

【サービス管理責任者等指導者養成研修資料より一部抜粋】

# 目次

- ① サービス管理責任者等研修の制度改正について
- ② H30年度以前に受講された方の経過措置の廃止
- ③ 更新研修のカリキュラム追加について

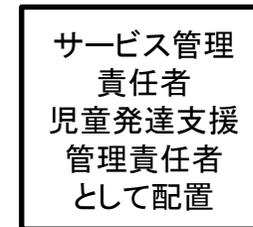
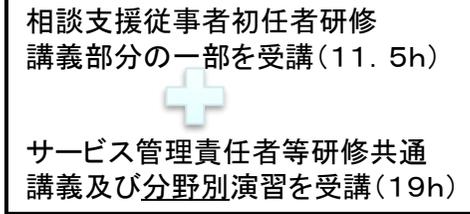
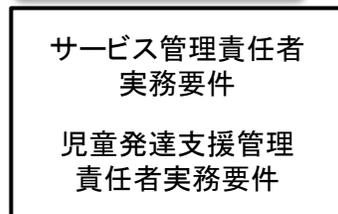
※令和6年度より追加(2日間)

# ①サービス管理責任者等研修の制度改革について

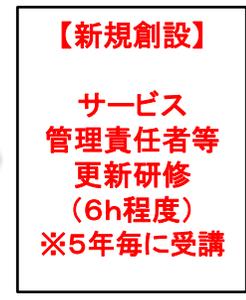
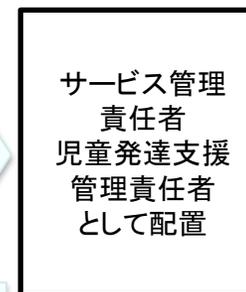
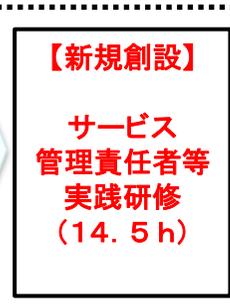
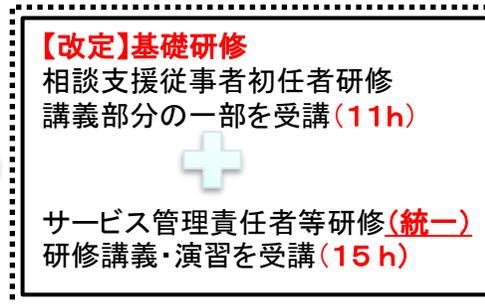
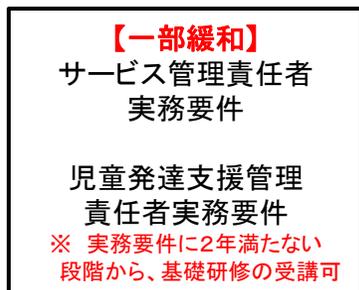
# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件**を設定。  
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は今年度末(R5年度)までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(専門コース別研修の実地時期は未定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講後において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

～H30



改定後



**【新規創設】** 専門コース別研修(任意研修)

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験<sup>①</sup>(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

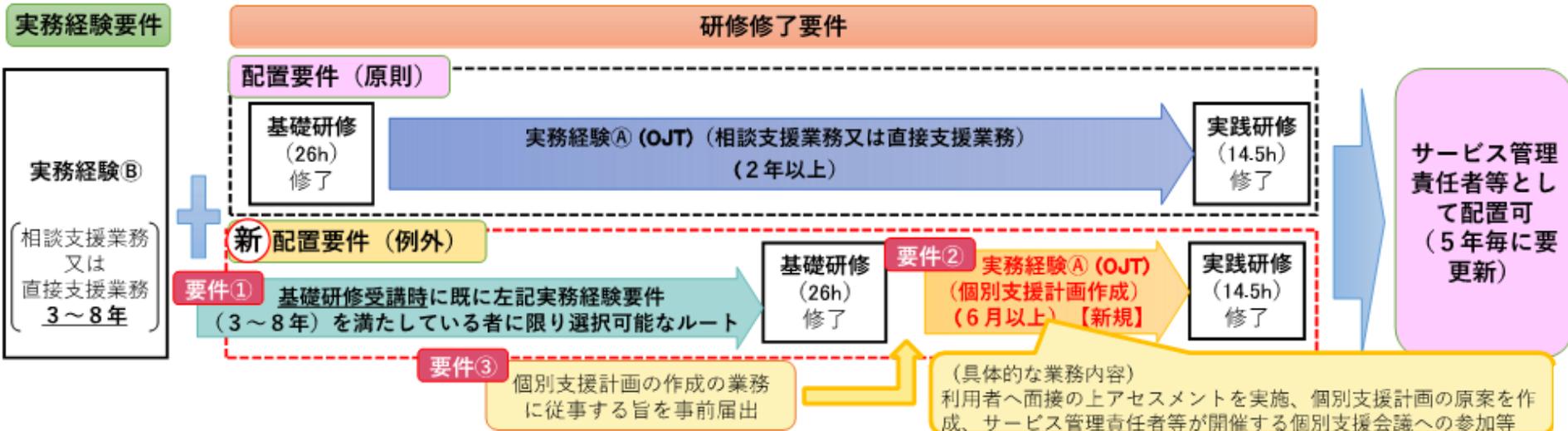
① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件<sup>②</sup>**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所**において、サービス管理責任者等とみなして従事し、**個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



# 個別支援計画の作成の業務に関する届出書

島根県知事 様

年 月 日

届出者  
所在地  
名称  
代表者

下記の者が、次のとおり個別支援計画の作成の業務に従事することについて届け出ます。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
基礎研修修了年月日	年 月 日
施設又は事業所名	サービス種別( )
個別支援計画の作成期間	年 月 日～ 年 月 日( 年 月間)
うち個別支援計画の作成の業務に従事する日数	日
うち個別支援計画を作成する回数	回
個別支援計画の作成の業務内容 ※右記業務についてチェックを入れること	<input type="checkbox"/> ①利用者について面接した上でアセスメントを行う。 <input type="checkbox"/> ②アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画原案を作成する。 <input type="checkbox"/> ③個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。 <input type="checkbox"/> ④個別支援計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、個別支援計画を利用者に交付する。 <input type="checkbox"/> ⑤定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行う(少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。)。

(注) 1. 個別支援計画の作成期間の欄には、個別支援計画作成の業務に従事する期間を記入すること(産休・育休、療養のための休暇期間、長期研修等により不在の期間は算入不可)。

2. 本届出書のほかに、経歴書(参考様式3)、実務経験証明書(参考様式4)、サービス管理責任者基礎研修修了証(写し)、相談支援従事者初任者研修修了証(写し)及び勤務形態一覧表(参考様式7)を提出すること。

3. 個別支援計画を作成する回数については、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

※「個別支援計画の作成の業務」とは、利用者へのアセスメントの実施、個別支援計画の原案の作成、個別支援会議への参加等の一連の業務のことをいう。

## 本届出書は、島根県ホームページに掲載しています。

### 【掲載先】

トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 障がい者福祉 / 事業者向け / 7-2サービス管理責任者等に係る改正関係

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/>

各事業所・施設等担当者 様  
(松江市に所在するものを含む)

島根県健康福祉部障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

個別支援計画の作成の業務に関する届出書について

平素より本県の障がい福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）に係る研修制度については、令和 5 年 6 月の制度改正により、①基礎研修受講開始時において既に配置要件を満たす者で、②個別支援計画作成の一連の業務に従事することを、③指定権者に届け出ている場合は、実践研修を受講するために必要な OJT の期間を、例外的に「6 月以上」とする取扱いが追加されました。（別紙「参考 1」参照）

また、この指定権者への届出については、国の資料では事前に届け出ることとされていますが、事前の届出を行わずに OJT を開始している事例が散見されます。

つきましては、指定権者への届出については、6 月以上の OJT を実施する前に行っていただきますようお願いいたします。

なお、既に事前の届出を行わずに OJT を開始している場合は、事前の届出を行わずにされた OJT の期間は「6 月以上」の期間に含めることは出来ず、届出の日以降にされた OJT の期間のみ有効としますので、取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。（別紙「参考 2」参照）

※届出書の様式は県 HP に掲載しております。

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け>7-2 サービス管理責任者等に係る改正関係

【問い合わせ先】  
島根県健康福祉部障がい福祉課サービス育成係  
担当：堀江  
TEL:0852-22-6898  
e-mail:syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp

### (参考 1) OJT を 6 月で実践研修を受講できる方の要件

【要件】※①～③をすべて満たす必要あり

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務要件を満たしている。

②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

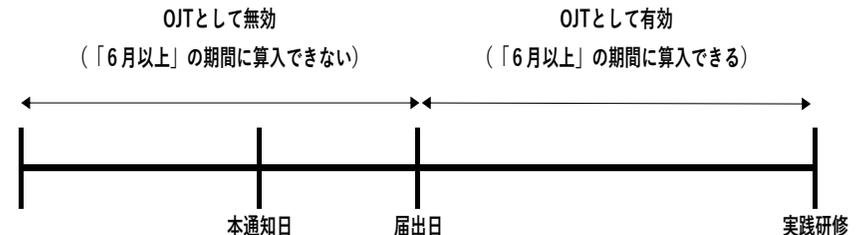
(具体的には以下のいずれかのとおり)

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
  - ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- (※) 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等

③上記業務に従事することについて、指定権者に事前に届出を行う。

### (参考 2) OJT の取り扱いについて

※事前の届出を行わず OJT を実施していた場合



相談支援又は直接支援の業務の  
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可  
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が  
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要  
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、  
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、  
期間は2年以上必要

はい

**事前に!!**

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、  
指定権者に届出を行っている

いいえ

業務実施についての届出がない場合、  
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、  
**6月以上**で可能!

## ②H30年度以前に受講された方の経過措置の廃止

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

## 経過措置について

### ① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修  
(旧体系)受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※5年毎に受講

### ② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※R元～R3の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

入職

＜実務経験＞  
相談支援業務5年  
(有資格者の場合は3年)以上  
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後3年間で  
2年以上の実務  
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

## 配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

入職

＜受講対象＞  
相談支援業務3年以上  
(有資格者の場合は1年)以上  
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

## 経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

終了

サービス管理責任者等研修  
(旧体系)  
修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について  
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

終了

＜配置に関する実務経験要件＞  
相談支援業務5年  
(有資格者の場合は3年)以上  
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

基礎研修修了後3年間で  
2年以上の実務  
※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

## 配置時の取扱いの緩和等について

入職

＜受講対象＞  
相談支援業務3年以上  
(有資格者の場合は1年)以上  
もしくは直接支援業務6年以上

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

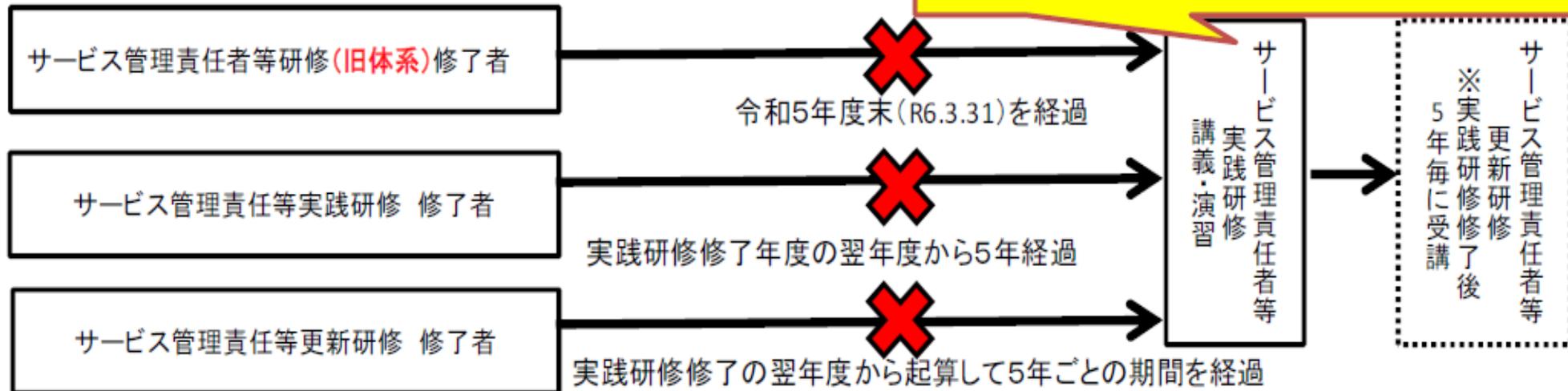
- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

### ③期間内に更新研修を修了しなかった(失効)者について



※旧カリキュラムを修了した方で令和5年度までに更新研修を修了していない方は実践研修の対象者として以下に該当します。

「サービス管理責任者告示または児童発達支援管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかったもの。(相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない)」

# サービス管理責任者実践研修・ 児童発達支援管理責任者実践研修について

受講要件(①から④のいずれかに該当し、かつ⑤に該当する方)

- ①サービス管理責任者等基礎研修を修了後、実践研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上、相談支援業務または直接支援業務に従事した者。
- ②基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示(注1)第1号イの(1)に規定する実務経験者であって、基礎研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了後、実践研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して6月以上、個別支援計画作成の業務に従事した者(個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に届出を行っている者に限る)。
- ③平成31年4月1日において改正前のサービス管理責任者告示(注1)第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当するものまたは児童発達支援管理責任者告示(注2)第2号の規定に該当するものであって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの
- ④サービス管理責任者告示または児童発達支援管理責任者告示に定める期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかったもの。(相談支援の業務又は直接支援の業務の従事者であることを要しない)
- ⑤サービス管理責任者または児童発達管理責任者として従事しているまたは従事予定の方

(注1)サービス管理責任者告示・・・平成18年厚生労働省告示第544号

(注2)児童発達支援管理責任者告示・・・平成24年厚生労働省告示第230号

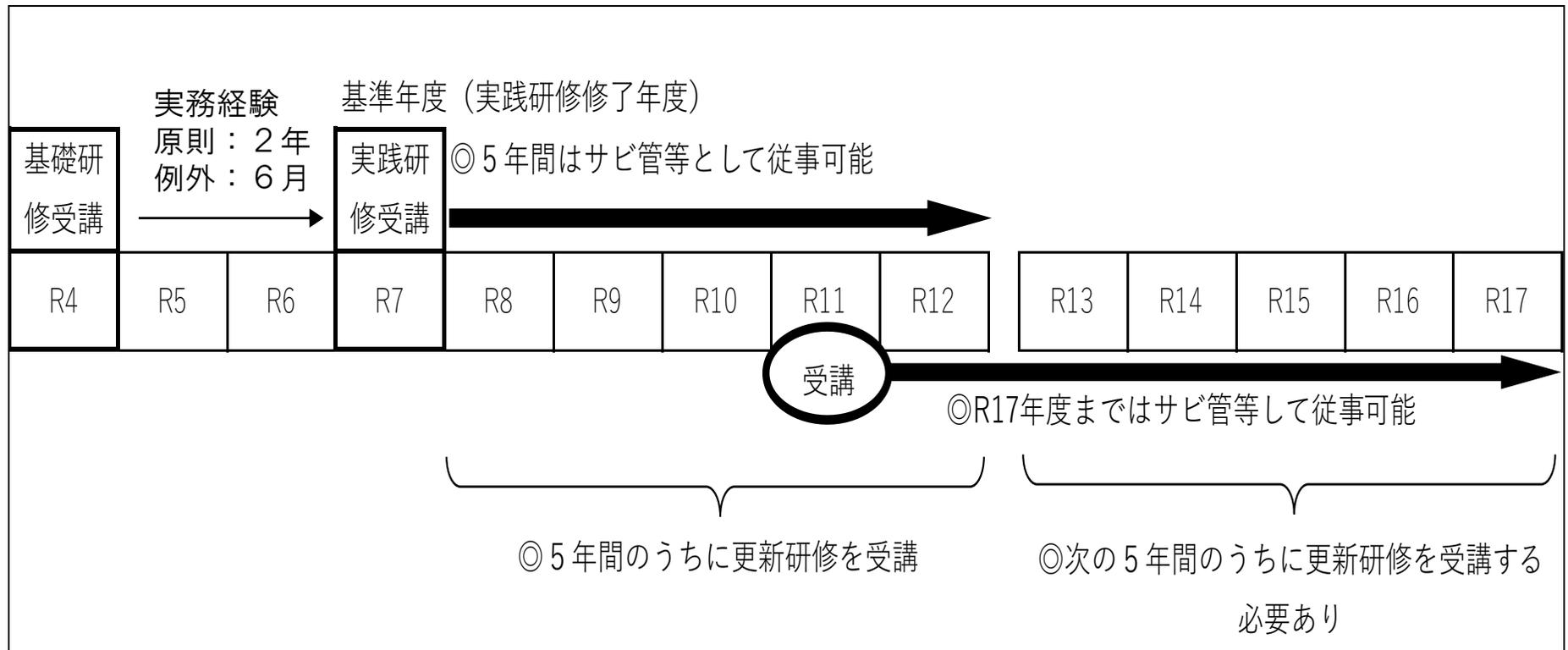
# サービス管理責任者更新研修・ 児童発達支援管理責任者更新研修について

受講要件(①または②に該当し、かつ③に該当する方)

- ①現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者または相談支援専門員として従事している方。
- ②過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者または相談支援専門員の実務経験がある方。
- ③サービス管理責任者または児童発達管理責任者として従事しているまたは従事予定の方

# サビ管等資格の有効期限について

【令和4年度に基礎研修を修了し、令和7年度に実践研修を修了し、令和11年度に更新研修を修了した場合】



### ③更新研修のカリキュラム追加について

※令和6年度より追加(2日間)

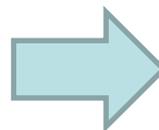
# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h



実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h



更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件

